

南部町いじめ防止基本方針

(案)

平成26年2月
南部町教育委員会

目 次

はじめに	1
第1章 いじめの防止等の対策の基本的な考え方	1
1 いじめの定義	1
2 いじめの防止等の対策の基本理念	2
3 いじめの防止等の対策の責務	2
4 いじめに対する認識	2
第2章 いじめの防止等のために教育委員会が実施する施策	3
1 教育委員会が実施する施策	3
2 いじめの対応に関する事	4
第3章 いじめの防止等のために学校が実施する施策	5
1 学校実施する施策	5
2 いじめの対応に関する事	6
第4章 重大事態への対処	7
1 重大事態の発生と調査	7
2 調査結果の提供及び報告	8

はじめに

いじめは、子どもの心や身体を深く傷つける決して許される行為ではありません。いじめられている子どもを守り、いじめている子どもにはその行為を許さず毅然として指導していく必要があります。

いじめを防止するためには、全ての人がいじめに関する問題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し、「いじめは人間として絶対許されない」との意識を徹底しなければなりません。また、子ども自身も、安心して健全な学校生活を送れるように、いじめをしない許さないことを自覚しなければなりません。

南部町教育委員会は、児童生徒の尊厳を保持するとともに、町、学校、地域住民、家庭その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づいて、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「南部町いじめ防止基本方針」を策定します。

第1章 いじめの防止等の対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「法」第2条。以下、枠内は「法」の条文。）

（1）「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

（2）「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

（3）「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾、スポーツクラブ等当該児童生徒がかかわっている仲間や集団の中の人的関係をいう。

（4）「物理的な影響」とは、身体的な影響のみならず、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすること等を意味する。

（5）「心身の苦痛を感じている」とは、グレーゾーンの状況であっても、まず「いじめ」であるとして対処する。

（「いじめ防止等のための基本的な方針」を参照。以下「国の方針」という。）

2 いじめの防止等の対策の基本理念

(1) いじめの防止等の対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であるという認識を持ち、全児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

(2) いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況を生み出す行為であることを、児童生徒が理解できるように行うことが大切です。

(3) いじめの防止等の対策は、町、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめの問題を克服することを目指し、連携して取り組むことが大切です。

3 いじめの防止等の対策の責務

◇南部町教育委員会

基本理念に基づき、学校におけるいじめの防止及び解決を図るために必要な措置を講ずる責務があります。

◇学校

基本理念に基づき、保護者、地域、関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止等の対策に取り組むとともに、当該学校の児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務があります。

◇保護者

子どもの教育について第一義的責任があり、子どもがいじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努めます。いじめを発見、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談し、国、県、町及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めます。

◇児童生徒

他者に対して思いやりの心を持ち、いじめを発見した時は声をかけることや周囲の人に相談することなど、自らがいじめを許さない子ども社会の実現に努めます。

4 いじめに対する認識

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものです。「暴力を伴ういじめ」だけでなく、嫌がらせ等の「暴力を伴わないいじめ」も、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命または身体に重大な危険を生じさせることを理解する必要があります。

また、「暴力を伴わないいじめ」は、児童生徒が入れ替わり、加害者にも被害者にもなる傾向があるので、「いじめを行いやすい子」「いじめられやすい子」という視点からは、いじめを予想することはできません。

さらに、いじめの加害、被害という関係だけでなく、その周りでいじめ行為をはやし立てたりおもしろがったりする者や、傍観している者等、いじめの構造的な人間関係にも注意を払う必要があります。

いじめは大人が見えにくいところで行われていることが多いことから、いじめが発見、認知されたときには、すでに重大な事態に至っている場合があることを理解した上で対処することが大切です。

誰もが「いじめは絶対に許さない」という意識を持ち、社会総がかりで対処しなくてはならない問題であることを理解することが重要です。

第2章 いじめの防止等のために教育委員会が実施する施策

1 教育委員会が実施する施策

南部町教育委員会は、次の施策に基づきいじめ防止等のための対策を行います。

(1) 道徳教育

- ・ 地域における行事及び活動並びに団体におけるスポーツ、文化活動等を通じて、児童生徒が人との関わりを大切にする心を育み、健やかに成長していくことができるよう、主体的に児童生徒が参加及び活躍できる環境づくりを促進します。

(2) 早期発見

- ・ いじめの実態を適切に把握するため、各小中学校で実施する定期的な調査及び取り組み状況を点検します。
- ・ 児童生徒及びその保護者並びに学校がいじめに係る通報や相談を行うことができる体制を整備します。

(3) 関係機関との連携

- ・ いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に行えるように、学校、家庭、地域及び関係機関の連携を図るため、相互の連携調整を行います。

(4) 教職員等の人材確保及び資質向上

- ・ いじめをはじめとする生徒指導に係る体制等の充実のため、教諭、養護教諭、その他の教職員を適切に配置し、いじめ未然防止のためスクールカウンセラー、心の教室相談員等、心理、福祉等の専門性をもった人材を確保し適切に配置します。
- ・ いじめ対策が、専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修の充実を図り教職員の資質・能力の向上に努めます。

(5) インターネットを通じて行われるいじめ対策の推進

- ・ 児童生徒や保護者からの訴えや県等が行うネットパトロールからの情報等、ネット上のいじめと思われる情報を入手したときは、被害の拡大を避けるため、直ちに削除をする措置を講じます
- ・ 児童生徒に情報モラルを身につけさせる指導の充実を図るとともに、保護者、地域に対しても、インターネット上のいじめの実態と未然防止の啓発活動を行います。

(6) 啓発活動

- ・ いじめが子どもの心身に及ぼす影響、いじめ防止の重要性、いじめに関する相談窓口についての広報や啓発を行います。

2 いじめの対応に関すること

(1) いじめの認知後の措置

- ・ 教育委員会は、「法」第23条第2項の規定による学校からいじめについての報告を受けた場合は、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、または当該報告について必要な調査を行います。
- ・ 教育委員会は、学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じます。

(2) 学校の指導のあり方及び警察への通報・相談による対応

- ・ いじめが起きた場合には、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめを行った児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導及び支援するための必要な措置を講じます。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組むよう指導・助言します。
- ・ いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体、または財産に重大な被害が生じ、警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、学校での適切な指導・支援やいじめを受けた児童生徒の意向への配慮の下、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要であることを学校に指導・助言します。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施する施策

1 学校が実施する施策

(1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

各小中学校は、「国の方針」、「南部町いじめ防止基本方針」を参考にして、いじめ防止等の取り組みの基本的な方向や取り組みの内容を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めます。

「学校基本方針」は、いじめの防止のための取り組み、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等対策全般に係る内容である必要があります。

(2) 「学校組織」の設置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

学校は「法」第22条に基づき、複数の教職員等によって構成される「いじめ防止対策委員会」を組織します。当該組織は、全職員でいじめ防止等の共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う中核となる役割を担います。

各小中学校においては、生徒指導上の課題に組織的に対応するため、「生徒指導委員会」「いじめ対策委員会」等の組織を従来から設置しており、こうした既存の組織を活用・充実させて、法律に基づく当該組織として機能させることも考えられます。

学校組織は、「学校基本方針」に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正や、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、相談窓口等の役割等があります。

(3) いじめの防止

- ・ いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、学校はいじめの未然防止に向けて、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることのできるよう支援します。
- ・ いじめの防止の観点から、豊かな心の育成のための、学校教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動など包括的な取組の推進により、集団の一員と

しての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくります。

- ・ 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。

(4) 早期発見

- ・ 「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識を全教職員がもち、児童生徒の言動や表情を細かく観察することや児童生徒に対する定期的な調査等を実施することでいじめの早期発見に努めます。
- ・ いじめは、大人には見えにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、ささいなサインであっても、「もしや、いじめではないか」という疑いがあれば、早い段階からの確にかかわることにより、いじめの早期発見、対処、措置につなげます。
- ・ いじめによるストレスや悩みを抱えている児童生徒は、進んで相談することが少ないため、教職員や保護者は、児童生徒が気持ちを打ち明けられるよう、日ごろから信頼関係を構築し「何でも話せる」雰囲気づくりに努めます。

2 いじめの対応に関すること

(1) いじめの認知後の措置

- ・ いじめがあることを確認したときは、直ちにいじめを受けた児童生徒、いじめを知らせた児童生徒の安全を確保するとともに、特定の教職員で抱え込まず「法」第22条に基づく「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校組織」という。）に報告し、情報を共有します。以後、「学校組織」が中心となり、当該いじめ問題の対応について適切・適時に調査・協議等を行います。
- ・ 「暴力を伴ういじめ」については、教職員が総力を挙げて直ちに暴力行為を止めるとともに、場合によっては、いじめを行った児童生徒の保護者の理解を得た上で、当該児童生徒を一時的に教室以外で個別の学習をさせるなどして、いじめられている児童生徒を守る措置を講じます。
- ・ いじめられている児童生徒自身にいじめの原因を求めず、学校がいじめられている児童生徒を徹底して守ることをはっきりと伝えることで、自尊感情を高め、不安を取り除くよう努めます。さらに、状況に応じて、当該児童生徒の登下校の見守り等を行い、当該児童生徒の安全を確保します。
- ・ いじめを行ったとされる児童生徒に対して、調査・指導を行う際には、いじめが人格を傷つけるとともに、生命、身体及び財産を脅かす犯罪行為であることを理解させ、自らの責任を厳しく自覚させます。一方、当該児童生徒の抱える問題やいじめの背景にも留意し、健全な人間関係を育むように促す配慮をします。
- ・ いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒それぞれの保護者には、できる限り認知当日に事実を連絡し、適切に調査・指導することを伝え、理解を得るとともに、継続的に調査・指導状況を報告します。

- ・ 学校は、「法」第23条第2項に基づき、当該いじめの事実の有無について「学校組織」で確認した結果を教育委員会に報告します。緊急の場合には、速やか町教育委員会に第一報を入れ、対応を協議します。

(2) いじめ解消に向けた取り組み

- ・ いじめられていた児童生徒が信頼できる人（親しい友人、教職員、家族、地域の人等）と連携するなどして、当該児童生徒の心に寄り添い、支援する体制をつくるとともに、安心して教室等で学習やその他の活動に取り組むことができる環境を整えます。加えて、スクールカウンセラー等、心理、福祉の専門家による心のケアを行うとともに、状況に応じて、医療関係機関とも連携し継続的に支援します。
- ・ いじめを行っていた児童生徒が、健全な活動目標（学習目標の設定、児童会・生徒会の活動、部活動、奉仕活動等）を自ら見つけられるように、教職員、家庭、地域、関係機関等が連携し支援します。
- ・ いじめを見ていた児童生徒にも、いじめ問題を自分の問題としてとらえさせ、いじめに同調することや傍観することは、いじめに加担する行為となることを理解させます。
- ・ 児童生徒が、児童会・生徒会等の活動（学級会、学年集会、全校集会等）を通して、自らいじめ問題について学び、「いじめは絶対に許されない行為である」という認識を行き渡らせることで、迷わずいじめを否定できる学級づくり、学校づくりを行います。
- ・ 縦割り活動、異校種間交流、親子活動、地域の伝統に触れる活動、ボランティア活動等を積極的に取り入れることで、困難を乗り越えようとする態度や自ら協力しようとする姿勢を培います。
- ・ 学校の教育活動と家庭、地域の支援を通して、自己有用感や自己肯定感を育みます。

(3) インターネット上でのいじめに対する対処

- ・ 子どもや保護者からの訴えや県等が行うネットパトロールからの情報等、ネット上のいじめと思われる情報を入手したときは、被害の拡大を避けるため、直ちに削除をする措置を講じます。その際、必要に応じて法務局等に相談し協力を求めます。なお、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し援助を求めます。また、早期発見のため、人権侵害情報に関する相談窓口等、関係機関の取り組みについて周知します。
- ・ 児童生徒に情報モラルを身につけさせる指導の充実を図るとともに、保護者、地域に対しても、インターネット上のいじめの実態と未然防止、早期発見について啓発活動を行い理解と協力を求めます。

第4章 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(1) 重大事態の意味について

一の例示・児童生徒が自殺を企図した場合

- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

二の例示・年間30日以上欠席を目安とする。児童生徒が一定期間連続して欠席をしている場合も重大事態と判断する必要がある。

※「児童生徒や保護者から重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。」(国の方針)

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合は、教育委員会を通じて町長へ事態発生について報告します。

(3) 重大事態の調査

教育委員会は、学校から重大事態が報告された場合、これを町長に報告するとともに、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織にするかについて判断します。

※「第28条で、組織を設けて調査を行う主体とは、教育委員会である。」(国の方針)

(4) 重大事態の調査組織

- ・ 教育委員会または学校は、その事案が重大事態であると判断したときは調査のための組織を設けます。
- ・ この組織の構成については、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験がある者で、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係にない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

- ・ 学校が調査の主体になる場合、調査等の迅速性が求められるため、「法」第22条に基づく「学校組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法 によることも考えられます。

(5) 重大事態の調査の実施に当たって

- ・ 調査に当たっては、重大事態にいたる要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校、職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする必要があります。
- ・ 町教育委員会、学校自身が、不都合なことがあっても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要であり、調査結果を重んじ主体的に再発防止に取り組む必要があります。

◇いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に質問紙調査や聴き取り調査を行うことが考えられます。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止めます。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行います。

◇いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

いじめられた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴き取るとともに迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する必要があります。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられます。

2 調査結果の提供及び報告

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

(1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

- ・ 教育委員会または学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について説明します。この際、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。
- ・ 学校が調査を行う場合、教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行います。

(2) 調査結果の報告

調査結果については、教育委員会を通じて町長に報告します。